

## 石見海浜公園における花壇のオーナー制度実施要領

### (目的)

第1条 近年、環境や社会貢献に対する意識の高まりを背景とし、公園の施設の設置や管理への地域住民等の参画のニーズが高まってきている。多様な主体が自らの判断に基づき、花壇の設置と管理を行い、地域の共有財産である公園に対する愛着心を育むとともに公園利用の促進等を図ることを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この要領において「県」とは島根県浜田県土整備事務所をいう。
- 2 この要領において「管理者」とは、公園の指定管理者をいう。
- 3 この要領において「応募者」とは、花壇のオーナー制度により申し込みをした者をいう。
- 4 この要領において「オーナー」とは、花壇のオーナー制度により申し込みをした応募者がオーナー選定基準により選定された者をいう。

### (応募)

第3条 応募者は、公園管理センター、同予約センターの窓口に備えてある申込用紙**(様式-A)**に必要事項を記入のうえ、同窓口に郵送または直接持参するものとする。

なお、申込用紙は同窓口で直接入手または電話・FAX等で請求できるほか、インターネットにより石見海浜公園HPからダウンロードできるものとする。

### (選定基準)

- 第4条 オーナー選定は県が行うが、下記の場合を除き、応募者をオーナーとする。
- I. 応募内容が公園の景観、イメージにそぐわないと判断される場合。
- II. 応募者が継続して花壇を維持・管理できないと判断される場合。
- III. 応募者が公園のイメージにそぐわないと判断される場合。
- IV. 応募者多数により設置場所が確保できない場合。
- 2 県は選定結果を書面により応募者に通知する。ただし、応募者をオーナーにしない場合は、選定結果に加え、その理由も通知する。
- 3 応募者は自身の選定結果に異議がある場合、県及び管理者を交え、その選定結果について協議することができる。

### (花壇予定箇所)

第5条 管理者は予め県と協議し、花壇設置予定箇所を決定する。

### (花壇の規模と場所)

- 第6条 施設花壇形式の場合、花壇1区画の大きさは約1坪(1.8m四方)とし、応募者の申し込み区画数により1区画以上を割り当てる。花壇設置場所は管理者が提示する花壇予定箇所から応募者が選択することとする。
- 2 プランター等(コンテナ、以下「プランター」という)を使用する場合は1個以上とする。使用するプランターの大きさについては自由とする。設置箇所は管理者が提示する花壇予定箇所から応募者が選択することとする。
- 3 宿根草・球根類及び播種形式による広大地を要する花修景を行おうとする場合は応募者と管理者で協議して、面積・形状・場所を決定する。
- 4 土地の使用料は無償とする。

### (確認書)

第7条 応募者がオーナーになるにあたり、都市公園法5条に基づく施設の設置管理許可を受けるとともに確認書**(様式-B)**を交わすものとする。

### **(オーナー登録簿)**

第8条 管理者は確認書を交わした後、オーナー名、オーナー住所、連絡先、花壇位置等を記載したオーナー登録簿**(様式-C)**を作成するものとする。

### **(期間)**

第9条 オーナー期間は1年間とし、延長する場合は設置管理許可を更新するものとする。

### **(メッセージ看板)**

第10条 花壇にはオーナーのメッセージ看板を設置できることとする。その看板はA3横サイズとし、オーナーが原稿を作成し、管理者がラミネート加工及び制作し、オーナーが設置するものとする。

- 2 看板の内容を変更する場合も第1項に準じて行うこととする。
- 3 管理者は、看板の内容が公園の景観又はイメージにそぐわないと判断される場合、オーナーと協議の上、内容の変更を求めることができる。
- 4 管理者は、オーナーが前項の求めに応じない場合、管理者はオーナー登録抹消をオーナーに予告する。この場合、第13条を準用する。

### **(花壇の設置及び管理)**

第11条 花壇の設置及び管理にかかる費用はオーナーが負担するものとする。

- 2 花壇の管理はオーナーが行うものとし、花の損傷、病害虫の発生、枯死について、県及び管理者は一切責任を持たない。
- 3 散水に使用する水は管理者が定めた箇所で取水するものとする。
- 4 花壇の設置及び管理に必要な道具はオーナーが準備するものとする。管理者は予備として道具を管理センター、同予約センターに一式ずつ準備しておくものとする。
- 5 花壇の設置及び管理により発生した廃棄物はオーナーが持ち帰り、処分する。
- 6 オーナーが前項を遵守していないことが判明した場合、管理者は遵守するようオーナーに通知する。その後も遵守されない場合、管理者はオーナー登録抹消をオーナーに予告する。この場合、第13条を準用する。

### **(花壇の撤去)**

第12条 オーナー期間内にオーナーをやめる場合は、管理者に連絡の上、オーナーが花壇を撤去する。その際に発生する廃棄物はオーナーが持ち帰り、処分する。

- 2 やむをえない事情によりオーナーが花壇の撤去をできない場合は、管理者が撤去し、オーナーにその費用を請求することができるものとする。
- 3 花壇が適切に管理されていないと認められた場合、管理者はオーナーにその旨連絡し、オーナー存続の意志を確認し、意志のない場合は第1及び2項を準用する。

### **(その他)**

第13条 オーナーは第10条第4項及び第11条第6項により、オーナー登録抹消を予告されたことについて異議がある場合、県及び管理者を交え、この件について協議することができる。異議がない場合、第12条第1及び2項を準用する。その後、管理者はオーナー登録を抹消するものとする。

- 2 前項協議により登録抹消となった場合、第12条第1及び2項を準用する。その後、管理者はオーナー登録を抹消するものとする。

### **附則 (施行期日)**

- 1 この要領は、平成18年3月20日から施行する。